

種別	対象用途毎 A・B いずれかに該当する建築物は定期報告の対象となります		
	A	国が定める建築設備等	B 〔国が定める建築設備等を除く〕 県が指定する建築
昇降機	令129条の3第1項各号該当 ①エレベーター ②エスカレーター ③小荷物専用昇降機(フロアタイプ)  *対象外 ①住戸内昇降機 ②労働安全衛生法第40条第1項の検査証交付済み昇降機		(指定しない)
昇降機以外の建築設備			県指定及び政令指定の定期報告対象建築物に設置された ①法28条第2項ただし書及び同条第3項の換気設備 ②機械排煙設備 ③非常用の照明装置 (バッテリー内蔵型を除く)
防火設備	①政令指定の定期報告対象建築物に設置された防火設備 ②①を除く病院、有床診療所、高齢者・障害者等の就寝用途(床面積 200㎡以上)の防火設備  *対象外 ①常時閉鎖式の防火設備 ②防火ダンパー ③外壁開口部の防火設備		県指定の定期報告対象建築物に設置された防火設備  *指定から除くもの ①常時閉鎖式の防火設備 ②防火ダンパー ③外壁開口部の防火設備
準用工作物	令138条第2項各号該当 ①エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く) ②遊戯施設		(指定しない)